

事務事業名	地域生活拠点等事業		所管部課	健康福祉部	社会福祉課	
事業目的	平日夜間や休日等、障がい者等やその家族の緊急時において、迅速かつ確実な相談対応を行える体制及び、必要に応じて施設への一時的な短期入所等を行い、障がい者等やその家族が安心して暮らせることができる体制を整備する。					
事業概要	平日夜間や休日等、介護者の不在や急病、障がい特性に起因する家族が対応困難な場合などの緊急時において、迅速かつ確実な相談対応を行い、必要に応じて当該障がい者を施設への一時的な短期入所を行う事業。緊急時における連絡体制と受け入れ体制を整備することで、障がい者等やその家族の安心感に繋がる。					
総合計画での位置付け	1 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり 4 障がい者(児)とともに生きる環境づくり 1 障がい者(児)の生活支援	重点事業区分	—	類型区分	I (積極的推進)	
事業区分	新規・継続	新規	事業の種類	ソフト事業	市裁量の有無	裁量あり
根拠法令等	(国・県)障害者総合支援法、(国)地域生活支援事業実施要綱					
補助団体	—					
年度別	事業計画	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	事業費				1,605千円	1,605千円
事業内容	対象年度(令和2)	【委託料】計1,200,000円 ・緊急時相談対応委託料(休日夜間24時間体制) 100,000円/月×12月=1,200,000円/年 【扶助費】計404,390円 ・福祉型短期入所サービス費 8,960円/日×7日間×2件=125,440円 ・福祉型強化短期入所サービス費(医療的ケア要する障がい者用) 10,960円/日×7日間×1件=76,720円 ・医療型短期入所サービス費(重症心身障がい者用) 28,890円/日×7日間×1件=202,230円				
	財源	国県支出金	地方債・その他	一般財源		
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	<p>&gt;過年度実績 過去3年間において介護者不在や急病に伴う緊急時短期入所の要請は無し。4年前に発生した際は保護者の急病により、入院中の障がい者の支援問題が発生したが、時間帯が平日日中の事であったため、結果的に通常の障害福祉サービスの利用で対応ができた。しかし、障がい児者の保護者や団体からは緊急時の預け先として整備を急いで欲しいとの切実な声大きい。</p> <p>&gt;実施内容の詳細 事前に登録した障がい児者を対象に、保護者等の急病や障がい特性に起因する家族の対応困難時、虐待等による緊急分離が必要な場合(以後、緊急時と定義する。)において、受け入れ契約を結んだ事業所に緊急時短期入所として保護する。平日日中における受入相談対応は障がい児者相談支援センターで担い、平日夜間や休日(24時間体制)の受入相談対応を含めて入所機能を持つ事業所に委託する。入所費用については扶助費として受け入れた事業所に支払う。</p> <p>&gt;今後の展開 国・県及び第5期下野市障がい者福祉計画において、令和2年度末までに整備を進めることが明記されており、障がい者等やその家族が安心して暮らせることができる体制を整備していく。相談支援事業(下野市障がい児者相談支援センター)との連携は不可欠であり、事前登録者の情報共有に努め、本事業が円滑に遂行されるよう支援する。</p> <p>&gt;その他 障がい児者の保護者や団体からは市長宛てに要望書が提出されており、緊急時の預け先の整備を急いで欲しいとの切実な声が聞かれている。</p>					

事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	A	○	全て	要件(3項目) ✓ 社会経済情勢の変化や市民ニーズ等に適合する ✓ 公共関与の妥当性がある ✓ 第二次下野市総合計画の施策体系と事業目的に整合性がある	
	B		1以上	市裁量がない事業(⇒A評価とする)	
	C		なし	現総合計画前期基本計画では、基本施策1-4「障がい者(児)とともに生きる環境づくり」、施策1「障がい者(児)の生活支援」に明確に位置付けられています。市長への要望書が出されるなど、緊急時における連絡体制及び受入体制の整備は、日常生活で不安を抱えていた介護者等のニーズに応える事業であり、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」にも資するものと考えます。また、高齢化の進行に伴い、障がい者数は増加している状況にあり、介護者の負担を軽減する観点からも、本事業の必要性は高いと考えます。以上のことから、必要性をAとしました。	
有効性	A	○	全て	要件(3項目) ✓ 市民サービスの維持・向上に寄与する ✓ 持続可能なまちづくりに寄与し、地方創生の推進等につながる ✓ 総合計画の上位施策の目標達成に貢献し、意図する結果につながる	
	B		1以上	市裁量がない事業(⇒A評価とする)	
	C		なし	介護者等にとって「もしもの時」における不安は大きく、夜間や休日等においてもサービスが提供される体制を整備することは、その不安を軽減させるものであり、本事業の有効性は高いと考えます。平日は社会福祉課内の障害児者相談支援センターにおいて、休日等は本事業において、専門職員による相談等がいつでも受けられる体制が整い、支援の充実が図られます。以上のことから、有効性をAとしました。	
効率性	A	○	3以上	ソフト事業(要件:6項目) ✓ 事業の質を維持しつつ、事業費の削減や取組方法を見直す	ハード事業(要件:3項目) 補助金等の積極的な活用で最大の成果となる方法を選択している
	B		1以上	同種・同目的事業との統合や簡略化を実施する ✓ 民間委託を実施する ✓ 受益機会・費用負担割合等が公平公正であり適正である	事業目的に見合う最適な事業規模である 他事業との重複がない
	C		なし	市民(団体)協働や連携により事業を実施する 管理業務等において、現在の取組手法から、さらに効率性を図ることは困難である	
24時間体制のサービス提供により、障害児者やその家族の支援体制を充実させ、質の向上を図るとともに、外部事業所への委託により、経費の抑制を図っています。本事業は専門性が高く、また、介護者等の安心度を担保することも重要であり、実施の方法として効率性は高いと考えます。以上のことから、効率性をAとしました。					

総合評価

◎	継続実施
	見直し実施
	廃止